

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは？

厚生労働省の要綱に基づき、

- ・他の貸付制度が利用できない
- ・他制度を活用しても不足が生じる

低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とした制度です。

制度をご利用いただける世帯

低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方。

【貸付対象となる世帯の年間収入の目安】

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
以下1人当たり加算額：60万円	

障害者世帯 身体障害者手帳交付者
療育手帳交付者
精神障害者保健福祉手帳交付者
障害者自立支援によるサービスを利用している
～の方が属する世帯

高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

連帯保証人

原則として連帯保証人が1名必要です。
ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

【以下の方は連帯保証人になれません】

- ・生活福祉資金の貸付を受けている方
- ・返済終了までに75歳に達する方
- ・市町村民税非課税世帯の方

貸付金利率

総合支援資金、福祉費

- ・連帯保証人を立てる場合無利子
- ・連帯保証人を立てない場合年1.5%

教育支援資金、緊急小口資金

- ・無利子

不動産担保型生活資金、

要保護世帯向け不動産担保生活資金

- ・年3%または長期プライムレートのいずれか低い方を適用

返済方法等

返済は元金・利子均等の口座振替による月賦。
約束された期間に返済できなかった場合、残
元金に延滞利子(年10.75%)が日割加算。

民生委員等の相談支援

この資金は、民生委員、相談員、関係機関の
相談支援を受けていただきます。

申込み・お問合せ

ご相談、申込みの窓口はお住まいの社会福祉
協議会または地域の民生委員です。
相談受付・貸付申請から貸付までには審査等
があり、1カ月半程度かかります。

相談から貸付決定までの流れ

